

モモ大安短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人モモが開設するモモ大安（以下「施設」という）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設で事業の提供に当たる従業者（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が互いに社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、いなべ市、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図るものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 モモ大安
- 二 所在地 三重県いなべ市大安町南金井705番地96

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に従事する従業者は、特別養護老人ホームもも大安と兼務するものとし、職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名(併設特別養護老人ホームの施設長と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ② 従業者 医師 1名(非常勤専従)
医師は、利用者の健康管理、保健衛生指導等を行う。
生活相談員 1名(介護支援専門員兼務)
生活相談員は、利用者の生活相談に当たる。
看護職員 2名(常勤専従1名 非常勤専従1名)
看護職員は、看護の提供に当たる。
介護職員 16名(常勤11名うちユニットリーダー3名、非常勤7名)
介護職員は、介護の提供に当たる。ユニットリーダーは、ユニットの介護業務の管理を行う。
管理栄養士 1名(常勤専従)
栄養士は、必要な栄養管理を行う。
機能訓練指導員 看護師1名(常勤専従1名)
機能訓練指導員は、機能訓練の提供に当たる。
調理員 7名(常勤専従1名、非常勤専従6名)
調理員は、給食等の提供に当たる。
- ③ 事務職員 相当数
事務職員は、必要な事務を行う。
- ④ 防災担当職員 相当数
夜間の災害等に備える。

⑤ その他、施設長が必要と認める職員を適当数置く。

(利用定員)

第5条 利用定員は10名とする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- 一 生活指導（相談援助等）
- 二 機能訓練（日常動作訓練）
- 三 介護サービス
- 四 健康状態の確認
- 五 送迎
- 六 給食サービス
- 七 入浴サービス
- 八 その他利用者に対する便宜の提供

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の介護負担割合証による自己負担割に乗じた額の支払いを受けるものとする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

- 一 次条に規定する通常の送迎の実施地域を超えて行う送迎の費用として、1キロメートルごとに、30円を加算する。
- 二 滞在に要する費用として、重要事項説明書のとおりとする。
- 三 食事の提供に要する費用として、重要事項説明書のとおりとする。
- 四 理美容代として、その実費。
- 五 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常の送迎の実施地域は、いなべ市、東員町、桑名市、菰野町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 一 健康状態の情報提供や異常がある場合には、その旨申し出ること。
- 二 医師による食事制限、運動制限、入浴制限など療養上の留意事項については、その旨を申し出ること。
- 三 入浴時には、安全に留意して入浴をする。
- 四 施設の利用にあたっては、建物、備品等を大切に扱うこと。
- 五 第12条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、事業の提供中に利用者に病状等の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医、利用者の家族等に連絡をとり必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。

- 2 主治医との連絡が困難な場合は、施設が定めた協力医療機関へ連絡するとともに、受診等の適切な処置を講ずる。
- 3 事業の提供中に事故が発生した場合は、速やかに自治体、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずる。
- 4 施設は、事業の提供に伴い、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(身体拘束の制限)

- 第11条 従業者は、事業の提供にあたっては、該当利用者や他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束」という）を行ってはならない。
- 2 やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロの手引き」を遵守し、適切な取り扱いにより行うものとする。

(非常災害対策)

- 第12条 従業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という）が発生した場合には、利用者の避難等安全確保に努めるものとする。
- 2 防火管理者又は火気・消防等についての責任者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検し、非常災害に対処するための計画を作成し、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には、避難等の指揮を執る。
 - 3 非常災害に備え、年2回以上の避難訓練を行う。また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(虐待防止)

- 第13条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
- 一 虐待防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底する。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。
 - 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施する。
 - 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、介護保険サービス事業所又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

- 第14条 施設は、感染症や非常災害が発生した場合でも、利用者が継続してサービスを受けられるための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定するとともに、その計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情・ハラスメント処理)

- 第15条 施設は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情・ハラスメントに迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 施設は、提供したサービスに関して自治体が行う文書などの提出の求めや質問、照会等に応じるほか、利用者からの苦情に関して自治体が行う調査にも協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生管理及び従業者等の健康管理等)

- 第16条 施設は、使用する用具、備品を清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、従業者に対し伝染病等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
 - 3 施設において食中毒及び感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 施設内における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。
 - 二 施設における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - 三 施設内において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(秘密保持)

- 第17条 施設は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 施設が得た利用者の個人情報については、施設での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者、又はその代理人の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第18条 施設は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後3ヵ月以内
 - 二 継続研修 年3回
- 2 施設は、介護に直接携わる従業者のうち医療・福祉に関する資格を有さない者については、認知症介護基礎研修を受講させるものとする。
 - 3 施設は、適切な事業の提供を確保する観点から、施設内において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人モモと施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から第7条を変更し、第13条、第14条、第15条、第16条を追加、第17条を変更及び繰り下げて施行する。

この規程は、令和6年7月1日から第7条、第10条、第11条、第12条、第14条を変更、第15条3項、第17条を追加、第18条を繰り下げ及び追加して施行する。